

県南広域振興局長告示第28号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和4年3月25日

県南広域振興局長 佐々木 隆

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371501180	株式会社土屋	ホームケア土屋奥州	奥州市水沢袋町7番29号 ビークル11号室	令和4年3月31日